

海 外

米州諸国

◆レーガン大統領、年頭三大教書を発表

レーガン大統領は、1月下旬から2月中旬にかけて恒例の年頭三大教書を議会に提出した(1月25日一般教書、2月18日予算教書、2月19日大統領経済報告)。同大統領はその中で、「アメリカは平和時では最長の63か月目の景気拡大を続けており、雇用の改善、インフレ率の低下も着実に進展している」(予算教書)と大統領就任7年間の業績について述べるとともに、「我々は力強く繁栄・平和・自由を達成している」(一般教書)と「強いアメリカ」の復活を強調。

三大教書の主要点は以下のとおり。

1. 全般的な政策提言(一般教書)

レーガン大統領は今後の政策課題として次の4点を提唱。

(1) 経済成長の促進

低インフレ・完全雇用の下で経済成長を促進するた

(第1表)

政 府 経 済 見 通 し

(%)

暦 年	87 年 (実績)	88 年	89 年	90 年	91 年	92 年	93 年
実質G N P伸び率 第4四半期対比 (年平均対比)	(3.8 2.9)	(2.4 2.9)	(3.5 3.1)	(3.5 3.5)	(3.4 3.4)	(3.3 3.3)	(3.2 3.2)
G N Pデフレータ伸び率 第4四半期対比 (年平均対比)	(3.3 3.0)	(3.9 3.5)	(3.7 3.8)	(3.5 3.6)	(3.0 3.2)	(2.5 3.7)	(2.0 2.2)
名目G N P伸び率 第4四半期対比 (年平均対比)	(7.2 5.9)	(6.4 6.5)	(7.3 7.0)	(7.1 7.2)	(6.5 6.7)	(5.1 6.1)	(5.3 5.5)
消費者物価上昇率 第4四半期対比 (年平均対比)	(4.6 3.6)	(4.3 4.3)	(3.9 4.1)	(3.5 3.6)	(3.0 3.2)	(2.5 2.7)	(2.0 2.2)
失業率 第4四半期平均 (年中平均)	(5.8 6.1)	(5.8 5.8)	(5.5 5.6)	(5.4 5.4)	(5.3 5.3)	(5.2 5.2)	(5.2 5.2)
金利 短期国債(3か月物) 長期国債(10年物)	5.8 8.4	5.3 8.0	5.2 7.4	5.0 6.8	4.5 6.0	4.0 5.0	3.5 4.5

(注) 消費者物価上昇率は都市部賃金労働者世帯ベース、失業率は軍人を含むベース。

めに、憲法改正による均衡財政の義務付け、財政制度改廃等財政の健全化の必要性を強調しているほか、米国企業の国際競争力強化のための基盤技術研究の促進・研究開発投資税額控除の恒久化、公的部門の民営化の促進等を挙げている。

(2) 福祉の充実

米国社会の基本単位である家庭生活の健全性維持、教育制度の充実、貧困層の経済的自立促進、薬物対策等国民の健康維持を挙げている。

(3) 政治・経済面の国際的自由化の推進

「自由かつ公正な貿易を通じてこそ我々は繁栄を享受しうるのであり、保護主義は破壊主義である」として自由貿易の促進を行うとともに、政治面でもニカラグア、アフガニスタン、アンゴラ等における民主主義勢力に対する支援を提唱。

(4) 平和維持と戦争の抑止

適切かつ安定的な国防予算を議会に求めるとともに、上院のINF(中距離核)全廃条約の早期批准、SDI(戦略防衛構想)の推進を要請。

2. 経済見通し(大統領経済報告、第1表参照)

(1) 実質G N P成長率(第4四半期前年比)は、88年中全体としては、87年10月の株価急落が上半期に内需の伸びを抑えるため87年に比べ低い伸びにとどまる(87年+3.8%→88年+2.4%)が、下半期以降持直し89年

(+3.5%)以降は再び+3%台の着実な成長軌道に復帰するとの見通し。

(2) 物価上昇率(第4四半期前年比)は、88年は輸入物価の上昇の影響が予想されるものの、原油価格が産油国の潤沢な供給によって弱含みで推移するためモデレートな上昇率にとどまり(GNPデフレータ87年+3.3%→88年+3.9%、消費者物価同+4.6%→+4.3%)、89年(GNPデフレータ+3.7%、消費者物価+3.9%)以降も上昇率は逐年低下、93年にはGNPデフレータ、消費者物価とも前年比+2.0%まで鈍化する見通し。

(3) 失業率(含む軍人ベース、第4四半期平均)は、景気の拡大を映じて引き続き80年代以降最低の水準で推移(87年5.8%→88年5.8%→89年5.5%)する見通しであり、93年には5.2%まで低下。

(4) 金利は、88年は物価の安定、財政赤字の削減、内需伸び悩みによる需資の落着き等から長短金利とも低下し、89年以降も低下傾向を持続(短期金利<TB3ヶ月>87年5.8%→88年5.3%→89年5.2%、長期金利<長期国債10年物>同8.4%→8.0%→7.4%)。

3. 89年度予算案(予算教書)

今回の予算教書提出にあたりレーガン大統領は、財政赤字削減を最大の眼目としており、89年度の財政赤字額は1,295億ドルと修正グラム・ラドマン法に定められた上限額(1,360億ドル)を下回る見通しとなっている(第2表参照)。

同時に、同大統領は教書の中で財政制度改革の必要性についても強調、憲法改正による均衡財政の義務付け、大統領に対する項目別拒否権の付与、予算編成の日程厳守、歳出法案審議における議会・大統領府の事前協議制、2年度予算制度の導入等を提唱。

歳出・入面の特徴は以下のとおり(第3表参照)。

(1) 岁 出 面

昨年末の財政赤字削減に関する議会・大統領府間の合意^(注)に基づき歳出総額は10,942億ドル(対前年度比+3.6%)と抑制色の強いものとなっている。

(注) 昨年11月20日当初合意成立、12月22日最終合意成立とともに増税等を定める財政調整法および包括歳出法が立法化された。

最終合意では、①88、89年度の財政収支見通し(ベースライン)から各々336億ドル、426億ドルの赤字額削減を行う、②国防費、裁量的支出、義務的支出について次のとおり歳出上限額等を定める、の2点が合意された。

(単位・億ドル、()内は前年比、%)

	87年度 実績	88年度 見込み	89年度 予算
國 防 費 上限額	—	2,854 (1.2)	2,940 (3.0)
実績・予算	2,820	2,854 (1.2)	2,940 (3.0)
裁量的国内支出* 上限額	—	1,603 (8.2)	1,692 (5.6)
実績・予算	1,481	1,606 (8.4)	1,691 (5.3)
裁量的国際関係支出 上限額	—	165 (28.9)	161 (Δ2.4)
実績・予算	128	158 (23.4)	156 (Δ1.3)
エンタイトルメントおよびその他の義務的支出** 実績・予算	4,596	4,916 (7.0)	5,115 (4.0)

* 裁量的支出とは、各年度の歳出法により新たに支出を認められたものを指す。これに対し義務的支出は既存の法律により支出が定められているもので、予算により歳出額を裁量的に変更できないもの。

**本合意は、当項目につき上限額を定めるかわりに、立法措置により節約所要額を規定(具体的計数未公表)。

歳出項目別にやや詳しくみると、国防費は議会・大統領府合意に基づく2,940億ドル(対前年度比+3.0%)と抑制された中でSDI(戦略防衛構想)の推進、戦略爆撃機の開発等に重点が置かれている。一方、裁量的国内支出(1,692億ドル、+5.6%)については、米国の対外競争力強化のため科学・宇宙・技術開発費、教育・雇用対策費の増額が図られる一方で都市・地域開発費等の縮小が図られている。裁量的国際関係支出(156億ドル、△1.3%)は防衛関係援助を拡大する一方、経済援助の抑制が行われている。また、エンタイトルメントおよびその他の義務的支出(5,115億ドル、+4.0%)については、物価スライド条項に基づき年金・医療保険費が増額となる一方、農業関係費を抑制。

(2) 岁 入 面

景気拡大持続を前提とした税率増に加え、議会・大統領府合意に基づく増税(+143億ドル)もあって、個人所得税、法人税、社会保障税とも堅調な伸びを見込んでおり、歳入全体では9,647億ドル、対前年比+6.1%と88年度見込み(+6.4%)並みの伸びを見込んでいる。

(第2表)

予算教書による財政収支見通し

(億ドル)

	86年度 (実績)	87年度 (実績)	88年度 (見込み)	89年度 (予算)	90年度	91年度	92年度	93年度
大統領提案	歳 入 7,691	8,541	9,092	9,647	10,441	11,244	11,899	12,581
	歳 出 9,903	10,046	10,559	10,942	11,483	12,037	12,410	12,813
	財 政 収 支 〈対名目G N P比〉	△ 2,212 △ 5.3	△ 1,504 △ 3.4	△ 1,467 △ 3.1	△ 1,295 △ 2.6	△ 1,042 △ 1.9	△ 793 △ 1.4	△ 511 △ 0.8
グラム・ラドマン法による財政赤字の上限額	—	△ 1,440	△ 1,440	△ 1,360	△ 1,000	△ 640	△ 280	△ 0

(第3表)

米国の89年度予算案の歳出入内訳

(億ドル、%)

	87年度 (実績)	88年度 (見込み)	伸び率	89年度 (予算)	伸び率
歳 入	8,541	9,092	+ 6.5	9,647	+ 6.1
歳 出	10,046	10,559	+ 5.1	10,942	+ 3.6
収 支	△ 1,504	△ 1,467	—	△ 1,295	—
〔歳入内訳〕					
個 人 所 得 税	3,926	3,934	+ 0.2	4,124	+ 4.8
法 人 税	839	1,056	+25.9	1,177	+11.5
社 会 保 障 税	3,033	3,315	+ 9.3	3,546	+ 6.9
間 接 税	325	353	+ 8.6	352	△ 0.3
そ の 他	418	434	+ 3.8	448	+ 3.2
〔歳出内訳〕					
国 防 費	2,820	2,854	+ 1.2	2,940	+ 3.0
国際関係費	116	99	△ 14.7	133	+34.3
科学・宇宙・技術開発費	92	109	+18.5	131	+20.2
エネルギー関係費	41	27	△ 34.1	31	+14.8
天然資源・環境関係費	134	151	+12.7	160	+ 6.0
農 業 関 係 費	274	224	△ 18.2	217	△ 3.1
商 業 ・ 住 宅 関 係 費	62	124	2.0倍	79	△ 36.3
運 輸 関 係 費	262	272	+ 3.8	273	+ 0.4
都 市 地 域 開 発 費	51	63	+23.5	59	△ 6.3
教 育 ・ 雇 用 対 策 費	297	337	+13.5	374	+11.0
社 会 保 障 費	4,457	4,727	+ 6.1	5,012	+ 6.0
うち保険費	400	445	+11.3	478	+ 7.4
年金・医療保険	2,825	2,986	+ 5.7	3,178	+ 6.4
所得保障費	1,232	1,296	+ 5.2	1,356	+ 4.6
軍 人 恩 給 費	268	277	+ 3.4	296	+ 6.9
法 執 行 関 係 費	75	90	+20.0	99	+10.0
一 般 行 政 費	76	88	+15.8	95	+ 8.0
国 債 利 払 費	1,386	1,479	+ 6.7	1,518	+ 2.6
政府内取引の重複調整等	△ 365	△ 362	—	△ 473	—

◆米国連邦準備制度理事会、国際銀行業務に関する規制を一部緩和

連邦準備制度理事会は2月18日、銀行の対累積債務国貸付債権の直接投資への転換(いわゆる debt-for-equity swap)をより円滑に進めるため、国際銀行業務に関する規制(レギュレーションK)を一部改正し、2月24日から実施する旨発表した。

なお、本件は1987年8月の改正(累積債務国の国営企業が民営化される場合には、米銀が debt-for-equity swap によってその株式を取得しても、その保有比率には上限を付さない旨規定)に続く緩和措置。

主な改正内容は以下のとおり。

1. 銀行が累積債務国の民間(非金融)企業の株式を debt-for-equity swap によって取得する場合には、当該企業株式の40%まで保有することができる(通常の直接投資の場合には20%まで)。
2. 本改正措置に基づいて直接投資を行う銀行は、当該投資先企業に対し、債務残高の50%を限度に新規融資を行うことができる。
3. 本改正措置に基づいて行った直接投資額が、15百万ドルまたは銀行持株会社の資本金の1%のいずれか大きい金額の範囲内であれば、連銀への事前通知を必要としない(通常の15百万ドル超の直接投資は連銀の許可が必要)。
4. 当該取得株式は、取得後15年間の範囲内で、当該債務国が設定している投資所得送金制限期間^(注)経過後2年まで保有することができる(通常の直接投資の場合には5年以内)。

ただし、上記緩和措置が適用されるためには、①株式の取得が銀行持株会社を通じて行われること、②投資先企業の議決権の25%以上を保有する場合には、銀行持株会社とは資本関係のない、より大口の株主が存在していること、の2条件を満たしていることが必要。

(注) 配当、株式売却代り金につき当該国外への送金を一定期間制限するもの。発展途上国ではこうした資本流出入にかかる規制を設けているケースが多い。

◆米国連邦準備制度理事会、M₂、M₃の週次データの公表開始

連邦準備制度理事会は2月18日、従来週次データを公表していたM₁に加えM₂、M₃についても週次データを公表する旨発表した。

今回の措置について、連邦準備制度理事会は「1980年以降週次ベースで徴求しはじめた貯蓄金融機関の定期預

金・貯蓄預金について季節調整を行うのに十分なデータ数が揃ったとによる技術的なもの」と簡単にコメント。

欧州諸国

◆西ドイツ政府、90年税制改革関連法案を閣議決定

西ドイツ政府は3月22日、90年税制改革関連法案を閣議決定した。今次改革の概要は以下のとおり。

1. 税制改革(減税)の規模

グロス減税額	397億マルク
財源措置	(-)189億 ツ
ネット減税額	208億 ツ

2. 減税措置(計397億マルク)の内容

「貯蓄金庫等、現在優遇法人税率(50% <一般法人56%)が適用されている先については、引続き優遇税率(46% <一般法人50%)を賦課する」などの一部マイナーチェンジを除き、昨年2月の連立与党間での合意(62年4月号「要録」参照)どおり。

3. 財源措置(計189億マルク、約60項目)の内容

- (1) 雇用者所得にかかる優遇措置の廃止(計40億マルク)
 - 雇用者所得控除(休日出勤手当、残業手当にかかる優遇措置等)見直し(12億マルク)、雇用者に対する食事の無償提供ないし食費補助に対する控除(1食当たり1.5マルク)の撤廃(10億マルク)等。
- (2) 企業および自営業者所得にかかる措置(計35億マルク)
 - 金融機関の一般貸倒引当金制度の廃止(5.7億マルク)、記念行事準備金に対する税制優遇措置の撤廃(6億マルク)等。
- (3) 課税の公平化を確保するための措置(計74億マルク)
 - 利子所得源泉課税制度の導入(42億マルク)、不動産所得に関する優遇措置の廃止(3.4億マルク)等。
- (4) 家計支出に対する優遇措置にかかる措置(計14.4億マルク)
 - 特別支出に関する控除制度の廃止(5億マルク)等。
- (5) ベルリン市および地域振興関連措置等(計25.6億マルク)

なお、上記(3)のうち利子所得源泉課税制度の詳細は次のとおり。

イ、税率: 10%

ロ、実施時期: 89年1月1日

ハ、適用対象：原則として居住者の支払うすべての利息にかかる所得

(イ) 債券(含む債務証書)

——発行者が非居住者(西ドイツ企業海外現地法人を含む)であるマルク建て外債は対象外。
また、経過利息には課税しない。

——発行地が海外でも、発行者が居住者の場合は対象。

(ロ) 預金(含むインターバンク)

——ただし、法定告知期間(3か月)付の貯蓄預金(ボーナス付等定形外のものを除く)は対象外。

——インターバンク取引のうち、「『租税条約』により全額還付を受けうる取決めのある国の金融機関との間の取引」については免除。

(ハ) 保険・投資信託

——保険配当については、期間12年超の保険にかかる配当のみが課税対象(ただし、配当利回りが3.5%を上回る部分のみに課税)。

ニ、利子所得源泉課税の適用されない団体：ブンデスバンク、教会、財団等

——なお、西ドイツとの間に「租税条約」を締結している国の投資家は、その内容に応じて源泉税の還付を受けることができる(日本の投資家は、日独間の租税条約上、「10%を上回る部分についてのみ還付請求可能」であるため還付は受けられない)。

◆ブンデス銀行券改刷計画を発表

ブンデス銀行券は3月24日、現行銀行券の全面改刷ならびに200マルク紙幣の新規発行を決定、発表した。銀行券の全面改刷は、戦後では1948年、1961~65年に統いて3回目。今回公表された改刷計画の概要は次のとおり。

1. 新銀行券の種類

現行の5、10、20、50、100、500、1,000マルク券の7種類を全面的に新たなデザインの新様式銀行券に切替えるとともに、200マルク券を新規に発行。

2. 発行スケジュール

新銀行券の印刷開始は2年後の1990年初頃。さらにその数か月後から、100マルク券を第1号として順次発行していく予定。

新銀行券の概要

券種	寸法 (縦×横(mm))	肖像人物 (生年~没年)
マルク5	62×122	Bettina von Arnim(詩人) (1785~1859)
10	65×130	Carl Friedrich Gauss(数学・物理学者) (1777~1855)
20	68×138	Annette von Droste-Huelshoff(詩人) (1797~1848)
50	71×146	Balthasar Neumann(建築家) (1687~1753)
100	74×154	Clara Schumann-Wieck(ピアニスト) (1819~1896)
200	77×162	Paul Ehrlich(医学者) (1854~1915)
500	80×170	Maria Sybilla Merian(画家) (1647~1717)
1,000	83×178	Jacob und Wilhelm Grimm(言語学者、童話作家) (1785~1863、1786~1859)

◆フランス証券市場システム見直しの動きについて

バラデュール蔵相は3月14日、「金融先物市場(Matif)等のあり方に関する検討委員会」(通称ドゥガン<Degnen>委員会)の報告書を公表した。ドゥガン委員会は昨年12月、バラデュール蔵相が株価暴落の経験を踏まえ、現在のパリ証券市場(とくにMatif等の新市場)に内在する問題点およびその改善の方向を検討するために設置したもの。同報告書は、市場の流動性を高めることによりパリ市場の一層の発展を促す必要があると指摘する一方、マーケットの安全性を高めるためのいくつかの処方箋を提示するとともに、銀行監督当局と証券市場監督当局が合同の連絡機関を設置し、マーケットを総体として監督しうる体制を確立する必要がある旨提言している。その概要は以下のとおり。

(1) 市場の流動性の強化

○各市場間での裁定取引活性化のため、取引時間、決済方法等の諸規制を統一

○株式指数、同オプション取引等の導入

(2) 市場の安全性強化

○取引所会員の最低自己資本額の引上げ

○清算機関の資産拡充

○清算機関相互の情報交換システムの確立

(3) 投資家保護

○個人顧客に対する訪問販売の禁止

○契約の書面化および運用方法の明示を義務付け

(4) 事業法人の参入条件

○先物市場への参入には取締役会の承認を義務付け

○経営者によるリスク管理体制強化のための会計処理方法の見直し

○アニュアル・レポートへの監査人報告の義務付け

(5) 不公正取引の防止

○インサイダー取引、利益背反行為防止のため、仲介機関の活動内容に応じた子会社化の促進

(6) 市場監督体制の強化

○金融機関の証券市場参入拡大に対応し、市場の包括的な監視体制を可能にするため、金融当局と証券市場当局^(注)合同の連絡協議会(comité de liaison)を設置

(注) フランス銀行、大蔵省国庫局、証券取引委員会(COB)証券取引所理事会、先物市場理事会。

◆フランス政府、88年および89年の経済見通しを発表

フランス政府は3月18日、蔵相の諮問機関である国民

所得勘定委員会(Commission des Comptes et des Budgets Economiques de la Nation)の審議を経て、88年、89年中の経済見通しを公表したが、その概要(下表参照)は以下のとおり。

(1) 実質GDP成長率

昨年9月の予算案発表時には本年の実質GDP成長率を2.2%と見込んでいたが、今回は若干下方修正し、本年、明年とも昨年(+2.1%)を下回る1.9%の成長を見込んでいる。需要項目別にみると、86年、87年に景気の下支え要因となった個人消費は徐々に減速(87年2.4%→88年1.9%→89年1.6%)し、つれて輸入も幾分鈍化(同7.3%→4.2%→4.1%)する一方、輸出は昨年後半以降の回復基調を持続する(同1.6%→3.5%→3.7%)との見通し。この間企業の設備投資は高水準を継続する(88~89年、5.5%)との姿を想定している。

(2) 消費者物価<年平均>

物価面では、現在のディスインフレ基調が持続するとの見通し(同3.1%→2.5%→2.5%)。

(3) 貿易収支

貿易収支については、輸出の回復は見込めるものの、それを上回る輸入の伸びを映して、87年中の大幅赤字(△316億フラン)から辻々しい回復は期待しないとの見通し(88年△305億フラン、89年△298億フラン)。

フランス政府経済見通し

(前年比・%)

	87年 (実績)	88年 (見通し)	89年 (見通し)
実質GDP(マルシャン) ペース	2.1	1.9	1.9
うち個人消費	2.4	1.9	1.6
企業投資	5.4	5.5	5.5
輸出	1.6	3.5	3.7
輸入	7.3	4.2	4.1
消費者物価上昇率(年末)	3.1	2.5	2.2
同(年平均)	3.1	2.5	2.5
貿易収支(億フラン)	△316	△305	△298
前	フランスフラン対ドル相場	6.01	5.70
堤	原油輸入価格(\$/バーレル)	18.0	18.0
主G 要N 国P	主要8か国	2.9	2.1
	EC主要5か国	2.4	1.8
		1.8	1.8

なお、本経済見通しに関してバラデュール蔵相は、「この見通しは極めて固めに見積ったものであり、87年に個人消費、企業設備投資、輸出が予想よりもかなり上振れたように、実際にはより良い数字になるであろう」との見解を表明している。

◆英国政府、88年度予算案および政府経済見通しを発表

英国政府は3月15日、ローソン蔵相の「財政演説」に続き88年度予算案(議定費歳出予算書<Supply Estimates>、予算概要説明書<Summary and Guide>)および予算関係文書を議会に提出した。これに示された本年の経済見通し、当面の政策運営スタンスおよび主要税制改革措置等の概要は以下のとおり。

1. 88年経済見通し(第1表参照)

1988年の英国経済は個人消費がやや鈍化する一方、設備投資が大きく伸びを高めると予想されることから実質GDP +3.0%と前年(+4.5%)に比べれば伸び率は低下するものの、持続的経済成長を達成する見通し。一方経常収支については、英国経済が他の欧州主要国比高めの成長を続ける見通しのほか、北海原油産出量の低下もあって40億ポンドの赤字計上が見込まれている。

(第1表)

88年英国経済見通し

(前年比・%)

	87年	88年
実質GDP	4.5	3.0(2.5)
個人消費支出	5.0	4.0(4.0)
政府経常支出	1.0	1.0(0.5)
総固定資本形成	3.5	6.5(4.5)
在庫投資	0.0	0.0(0.0)
輸出	5.5	3.0(2.0)
輸入	7.5	6.5(5.0)
経常収支(億ポンド)	△15	△40(△35)
小売物価	4.0	4.0(4.5)

(注) ()内は昨年11月の政府見通し。在庫投資はGDPに占めるウエイト。小売物価は第4四半期の前年比。

2. 金融・為替政策(「財政演説」における主要論点、第2表参照)

インフレ抑制の観点から、きつめの金融政策スタンスを維持しマネーサプライ増加率を中期的に低下させていくことが必要。こうした基本方針に基づき狭義マネーサプライ(M₀)増加率を88年度、89年度とも1~5%と昨年度(2~6%)よりも低めにしたほか、90年度以降は

0~4%とさらに厳しめの水準に設定。なお、M₃については引き続き注視するが目標値自体は設定せず。

短期金利は金融政策の重要な操作目標であり、今後とも金融情勢を総合的に判断しつつ、インフレ抑制のため適切と思われる水準に金利誘導を図っていく方針。また、為替相場は国際政策協調面のみならず国内金融政策判断を行ううえでも考慮すべき中心的事項。

(第2表)

M₀ の目標値推移

(各月の前年比・%)

	87年度 (実績) 見込み	88年度	89年度	90年度	91年度
M ₀	+5	+1~5	+1~5	0~+4	0~+4

3. PSBR(公共部門借入需要、第3表参照)

87年度財政収支をみると、政府が公共収支を引き抑制気味とする一方、景気拡大に支えられた法人税、付加価値税の大幅増収を主因にPSBRは約31億ポンドの余剰(ネット返済)と当初目標(40億ポンド)を大幅に下回り、1950年代初頭以来事実上初の均衡財政を達成する見通し。

——均衡財政回復には国営企業民営化に伴う政府保有株式売却収入が寄与した面があるのは事実ながら、民営化収入を除いたベースでも87年度PSBRがGDPに占める割合は約0.5%と極めて低水準。

来年度の目標については、税収好調が当面続くと見込まれることから本年度見込みと同程度の「32億ポンドの余剰」と設定。さらに89年度以降についても政府はPSBRを原則ゼロとし、均衡財政の維持を図る方針。

4. 税制改革

今回税制改革では、①税率の引下げ、②不当な課税逃れの排除、③税制の簡素化、④税制上の不公平性除去を基本理念とし、所得税を中心に思い切った改革が加えられている。

(第3表)

一般政府ベースの歳出入、財政赤字の見通し

(億ポンド)

	87年度 (見込み)	88年度 (見通し)	89年度 (見通し)	90年度 (見通し)	91年度 (見通し)
歳出①	1,718	1,829	1,930	2,020	2,100
歳入②	1,737	1,849	1,950	2,050	2,140
うち 北海油田関連収入	47	33	30	30	30
民営化収入	50	50	50	50	50
収支差(②-①、ただし調整項目を含む)	19	20	△ 10	△ 10	△ 10
公共部門借入需要(PSBR)	31	32	0	0	0
同名目GDP比率(%)	0.75	0.75	0	0	0
歳出の名目GDP比率(%)	41.75	41.25	40.75	40.00	—

(注) 収支差とPSBRの差は公営企業分。

主要税制改革措置の概要は以下のとおり。

(1) 所得税率の引下げ(第4表参照)

最低税率(現行27%)を2%引下げ25%とするほか、最高税率を一挙に20%引下げ(ローソン蔵相は「最低税率を極力早期にさらに20%まで引下げるべき」と言及)。これに伴い税率区分は従来の6段階(27、40、45、50、55、60%)から2段階(25、40%)に大幅簡素化。

(2) 所得税にかかる人的控除額の大幅引上げ

控除額の増加率は各区分(独身者、妻帯者等)ともインフレ率(87年中小売物価上昇率3.7%)の約2倍とする。

(3) キャピタルゲイン課税

キャピタルゲイン課税を実質総合課税方式に移行。

——現行キャピタルゲイン課税率(30%)を廃止し、キャピタルゲインを所得とみなし、個人の所得水準に応じた所得税限界税率(新制度下では25%または40%)を適用。

——キャピタルゲインと利子所得との経済的差異は小さいにもかかわらず、両者に適用する税率に格差があるのは不公平との考え方が背景。

1982年3月末以前に取得した資産にかかるキャピタルゲインは非課税(個人、法人とも)とする。

——1982年4月以降に取得した資産については、取得価格にインデクセーション条項が付されており、キャピタルゲイン課税対象からインフレによる値上がり分を除く措置がとられている。

——1982年3月末以前に取得した資産については、同条項が適用されないため、資産売却を行った場合

キャピタルゲイン課税負担が重くなる問題があつた。

(第4表)

所得税率の変更

改 正 前		改 正 後	
税率(%)	課税所得(ポンド)	税率(%)	課税所得(ポンド)
27	17,900以下	25	19,300以下
40	17,901~20,400	40	19,301以上
45	20,401~25,400		
50	25,401~33,300		
55	33,301~41,200		
60	41,200以上		

上記非課税措置の導入に伴う税収減を部分的に補てんするため、個人のキャピタルゲイン非課税限度額を現行6,600ポンド/年から5,000ポンド/年まで引下げ。

(4) 減税規模

以上のような税制改革による減税規模は約40億ポンド。所得税減税(43億ポンド)財源のうち、一部がアルコール飲料、たばこ等にかかる間接税増税により賄われる形となっている。

主要税制改革措置による増減税規模内訳(88年度)

所得税：人的控除引上げ	△ 765百万ポンド
基本税率引下げ等	△2,570 ヶ
最高税率引下げ	△ 965 ヶ
間接税	20 ヶ
その他	295 ヶ
	△3,985 ヶ

◆英国、ロンドン手形交換所加盟大手4行、ベースレートを引下げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(Barclays, Nat. West, Midland, Lloyds)は3月17日英蘭銀行の市場金利低下誘導措置^(注)に追随し、ベースレートを0.5%引下げ、8.5%とする旨決定した(Midlandは3月18日、ほかは即日実施)。

(注) 英蘭銀行は同日午前、本日の市場資金不足をdiscount housesに対する貸出しで主として調節し、金利引下げを誘導する目的から、貸出しレートを従来比0.5%低い8.5%で行う旨発表(同日午後貸出し実施)した。

また、英蘭銀行は午前中、従来の市場介入金利(手形買入れレート)を0.5%引下げたレート(8.875%→8.375%)で手形買オペを実施した。

今回の措置についてシティでは、3月15日のローソン蔵相の「財政演税」がインフレ抑制政策に重点を置いていることを眺め、金利低下期待が後退していただけに、「意外に早かった」との受け止め方が一般的。もっとも、①ポンドが17日早朝、3.10ドイツマルクを突破しさらに強含む勢いをみせていたこと、②CBI(英国産業連盟)がポンド上昇に強い懸念を表明していると伝えられていること、③大規模な外国為替市場介入の継続については、サッチャー首相がマネーサプライ管理の面から反対しているとみられること等の点からみて、「『ポンド相場の安定』をコミットしている政府としては金利引下げはやむを得ない措置」とみている。ただ、英國経済が堅調を持続する中で金利が引下げられたことについて、「ポンド高により物価安定効果が期待できる」とする見方がある一方、一部では「財政面から大型個人減税が行われると同時に、金利引下げによって個人向け貸出しの急増傾向が容認され、今後インフレ圧力が強まる懸念がある」との批判的な見方も聞かれるところ。

アジア諸国

◆韓国政府、インフレ抑制策を発表

韓国政府は3月10日、国内景気の拡大や輸入物価の上昇を背景に最近物価の上昇テンポが加速している^(注)ことから、石油製品価格の引下げ、公共料金の凍結等を柱とするインフレ抑制策を発表した。金融面でも、韓国銀行ならびに政府では「過剰流動性の吸収に努め、マネーサプライ(M2)の前年比伸び率を引き続き18%内に抑えていく」旨表明している。

今次措置の概要は次のとおり。

- (1) ガソリン等石油製品価格を平均10.6%引下げる(3/11日実施)
- (2) 電力料金、都市ガス料金をそれぞれ平均3%、一律6%引下げる(実施時期、電力料金3/21日、都市ガス料金4/1日)
- (3) 鉄道料金、郵便料金、水道料金等の公共料金(ただし、長距離電話料金を除く)を年末まで凍結する。
- (4) ホテル代、理髪代等民間サービス料金の値上げを前年比5%以内に抑える。
- (5) カラーテレビ、冷蔵庫等27品目の消費税を10~30%引下げるとともに、製造業者に対し税引下げ分を出荷価格に反映させるよう指導する(4/1日実施)
- (6) 乗用車等工業製品38品目につき対象メーカー51社に対し政府への製品価格報告義務を課すなど、価格動向調査を実施する(3月以降実施)

(注) 最近における物価の推移(前年比騰落△%)

	87/7~9月	10~12月	88/1月	2月
輸入物価	15.4	15.3	16.2	13.3
卸売物価	0.8	2.0	3.2	3.6
消費者物価	3.5	5.5	6.2	7.8

◆韓国政府、88年経済見通しを修正

韓国経済企画院は3月16日、昨年12月に発表した88年経済見通しを修正、発表した(下表参照)。同修正見通しでは実質経済成長率については、当初見通し同様+8%と見込んでいるものの、輸出入をいずれも上方修正し、貿易および経常収支の黒字幅を若干増額している(貿易収支、当初24億ドル→修正後30億ドル、経常収支、同60億ドル→70億ドル)。

この間、物価については卸売物価、消費者物価をそれぞれ+3%、+5%(当該年中12月の前年比)と当初見通しの上限を見通しとしている。

韓国の88年経済見通し

(()内は前年比・%)

	単位	87年実績 見込み	88年 当初計画	同修正 計画
実質成長率 1人当たりGDP	% ドル	(注1) 12.0 2,826	8.0 3,300	8.0 3,450
輸出 輸入	億ドル ダ	473(36.2) 410(29.9)	520(9.9) 496(21.0)	550(16.3) 520(26.8)
貿易収支 経常収支	ダ ダ	63 98	24 60	30 70
総対外債務 対外資産 純対外債務	億ドル ダ ダ	356 132 224	315 145 170	310 155 155
(注2) 卸売物価騰落(△)率 消費者物価 ダ	% ダ	2.7 6.1	2~3 4~5	3 5

(注1) 実質成長率および1人当たりGDPについては韓国銀行発表(3/25日)の暫定計数。

(注2) 卸売物価、消費者物価は当該年中12月の前年比。

◆香港、88年経済見通しおよび88年度予算案を発表

香港政府は、3月2日、立法評議会予算演説において88年(暦年)の経済見通しおよび88年度(88/4月~89/3月)の予算案を発表した。

(1) 88年の経済見通し

88年の経済成長は、輸出が日欧諸国と比較した輸出価格有利化の効果が減衰することや、米国等主要輸出先の成長が鈍化することから大幅に伸びを低め、これにつれて内需もスローダウンすると予想されるため、実質GDP成長率は+5.0%(87年実績+13.6%)まで低下する見通し。

この間物価については、昨年来表面化した労働力不足に伴う賃金コストの上昇を主因に87年を上回る上昇となる見通し(消費者物価<A>同+5.5%→+7.0%)。

(2) 88年度予算案

88年度予算の歳出規模は、前年度実績見込み比+12.5%(87年度同+11.4%)と名目では高い伸びながら、予想されるインフレを考慮した実質ベースでは前年度比低めの伸びとなる見通し(政府支出<実質GDPベース>前年比、87年+5.6%→88年+5.0%)。一方歳入面では、詳細は不明ながら、法人税、個人所得税率等(注)の引下げにもかかわらず順調な税収を見込んでいる(歳入の前年比+9.9%)。この結果財政収支は4年連続の黒字となることを予想。

(注) 法人税 18.0%→17.0%
個人所得税 16.5%→15.5%
利子所得税 16.5%→15.5%

香港の経済成長見通し

(前年比・%、()内は対実質GDP寄与度)

	1985年	1986年	1987年 (暫定)	名目ウエイト	1988年 (見通し)
最終消費	3.8 (2.6)	9.3 (6.6)	10.3 (7.2)	69.3	6.4 (4.3)
うち民間	4.0 (2.5)	9.6 (6.2)	10.8 (6.8)	62.2	6.5 (4.0)
政府	1.8 (0.1)	6.2 (0.4)	4.7 (0.3)	7.1	5.6 (0.3)
国内総固定資本形成	△ 0.8 (△ 0.2)	7.4 (1.9)	15.2 (3.8)	24.1	4.0 (1.0)
うち民間住宅	2.0 (0.1)	1.5 (0.1)	6.4 (0.4)	5.6	5.5 (0.3)
企業設備	0.8 (0.1)	11.3 (0.9)	27.5 (2.3)	10.9	3.0 (0.3)
在庫投資	△ 1.7	(0.7)	(0.2)	1.2	(△ 0.2)
商品輸出	5.7 (4.8)	15.2 (13.6)	33.0 (30.7)	104.9	8.8 (9.6)
商品輸入	6.2 (△ 5.3)	13.6 (△ 12.4)	31.7 (△ 29.4)	105.5	9.5 (△ 10.2)
実質GDP	△ 0.1	11.2	13.6	100.0	5.0
GDPデフレータ	5.1	3.2		5.8	7.5
実質1人当たりGDP	△ 1.2	9.6		11.9	3.8
名目1人当たりGDP (米ドル)	6,144	6,945		8,230	9,180
消費者物価(A) (注)	3.2	2.8		5.5	7.0

(注) 消費者物価(A)は、低所得者層(1か月間の支出が2,000~6,499香港ドル)を対象としたもの。

香港の88年度予算案

(百万香港ドル・%)

	歳出	前年比	歳入	前年比	収支差
			歳入		
83年度	33,393	△ 3.5	30,400	△ 2.2	△ 2,993
84年度	36,902	10.5	36,343	19.5	△ 559
85年度	39,798	7.8	41,241	13.5	+1,443
86年度	39,928	0.3	43,870	6.4	+3,942
87年度	当初予算	44,409 (12.8)	46,177 (15.8)	+1,768	
	実績見込み	44,474	50,564	15.3	+6,090
88年度	当初予算	49,976 (12.4) (12.5)	55,550 (9.9) (20.3)	+5,574	

(注) ()内は前年度当初予算比・%。